

京都市会基本条例の検証・評価について

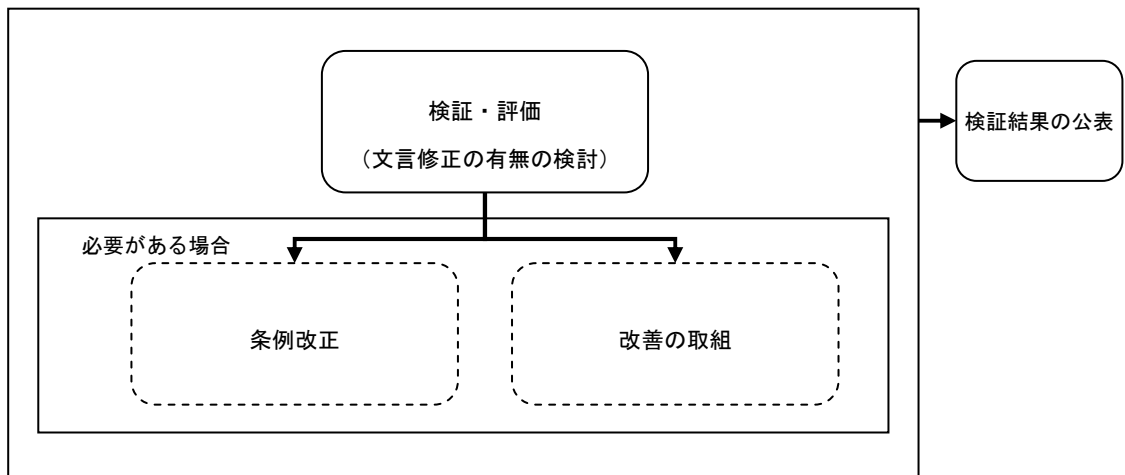
1 京都市会における市会基本条例に係る検証・評価等に関連する取組等

(1) 市会基本条例における規定内容

京都市会基本条例（以下「条例」という。）第32条において、施行後の検証等について規定している。

第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

(参考) 検証・評価の事務



※ 条例に規定はないが、市民との情報共有及び広報の充実を図る観点から、検証・評価の公表を付加している。

(2) 条例制定後のこれまでの検討・取組状況（別紙1）

市会改革推進委員会では、条例制定後においても、別紙1のとおり主に12の検討項目に基づき、それぞれの課題を検証のうえ、新規取組等を含め、改善充実に向けたとりまとめを行ってきた。

2 他都市における議会基本条例の検証・評価についての調査結果（別紙2）

(1) 調査の対象

議会基本条例の検証・評価を実施している全国の19市議会※を対象に質問調査を実施した。

※ 「議会改革度調査2015」（早稲田大学マニフェスト研究所）において、総合順位で100位以内（全自治体の81.7%にあたる、調査を回答した1,460の議会中）の議会のうちで、議会基本条例の検証・評価を実施している全ての議会（町村を除く）を対象とした。

(2) 調査結果の概要

ア 検証・評価の実施頻度

- | | |
|----------|---------|
| ・ 毎年 | 5件（26％） |
| ・ 2年に1回 | 2件（10％） |
| ・ 3年に1回 | 0件 |
| ・ 4年に1回 | 5件（26％） |
| ・ 決めていない | 7件（36％） |

(参考) 実施頻度の設定理由

- ・ 条例に規定がある。
- ・ 前年度の検証を行うという意味で毎年実施している。
- ・ 条例への理解や議会活動の実績等を踏まえた検証が難しいため、任期のうち、一般選挙直後ではなく、一般選挙前に検証を行うこととしている。

イ 検証・評価方式

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 自己評価 | 11件（57％） |
| ・ 自己評価＋第三者評価 | 2件（10％） |
| ・ 自己評価＋市民評価 | 4件（21％） |
| ・ 自己評価＋市民評価＋第三者評価 | 2件（10％） |

(参考) 検証・評価に見られる特徴

- a 検証・評価の対象については、次のようなものが見られる。
 - ・ 全条文
 - ・ 条文のうち一部を抽出
 - ・ 検討課題を設定
- b 検証・評価の具体的なとりまとめ方法については、次のようなものが見られる。
 - ・ 検証・評価シートに基づく評価結果をもとに、討議を踏まえ取りまとめる。
 - ・ 自由討議に基づき取りまとめる。
- c 検証・評価の結果の示し方については、次のようなものが見られる。
 - ・ 数値（1～5）による段階表示
 - ・ アルファベット（ABC, ABCD）による段階表示
 - ・ ○・×による区分表示
 - ・ 達成度の評価に加え、今後の方向性を区分表示（改善, 継続, 拡充）
 - ・ 実施状況, 課題を取りまとめ, 検証・評価結果を説明
- d 市民評価の手法については、次のようなものが見られる。
 - ・ 条例の改正案について、パブリックコメントを実施し、意見募集
 - ・ 議会一般に対する意見を募集（無作為抽出法による市民意見アンケート, 議会報告会・意見交換会等）
- e 第三者評価の手法については、主に次のようなものが見られる。
 - ・ 学識経験者に調査を依頼し、その結果を踏まえて、協議

- ・ 学識経験者（2名）から，検討保留となっている項目等に対し意見聴取し，それらを踏まえて，協議
- ・ 議会OB，行政嘱託代表，市職員OB（議会事務局長経験者）を含む審査会を設置して協議
- ・ 大学と業務委託契約し，議会の自己評価結果の妥当性等に関する全体的な検証及び項目別の検証を実施

ウ 検証結果

- ・ 議会での改善取組のサイクルに反映させ，条例改正をした。 11件（57%）
- ・ 議会での改善取組のサイクルに反映させているが，条例改正はしていない。 6件（31%）
- ・ 議会での改善取組のサイクルに反映させておらず，条例改正もしていない。 2件（10%）

（参考）条例改正の具体的な内容

個別事項に関する修正・追加については，主に次のようなものがある。
なお，趣旨を変更しない範囲で文言を修正しているものも見られる。

- ・ 議員（委員），会派等の役割及び責務等を新たに規定
- ・ 議会基本条例に関する研修を，任期開始後速やかに実施することを新たに規定
- ・ 災害時の議会と首長の役割及び被害の拡大防止に努めること等を新たに規定
- ・ 議員が首長に対し，文書による質問ができることを新たに規定
- ・ 検証・評価結果の公表及び見直しの実施頻度等を新たに規定

エ 検証結果の公表

- ・ ホームページでのみ公表している。 15件（79%）
- ・ ホームページ及び広報紙を公表している。 4件（21%）
- ・ 公開していない。 0件